第4号書式

農地被買収者国庫債券記名変更請求書

昭和　年　月　日

日本銀行
御中

住所
氏名　㊞

現記名		記名変更の理由	
新記名			

下記農地被買収者国庫債券に記載された氏名を上記のとおり変更して下さい。

記号	額面金額	番号	付属証札の状態
			年　月　日渡以降

（取扱機関処理欄）

注1　記名変更の理由欄には「相続」、「改氏名」等の理由を記入すること。
2　この請求書を提出する場合には、印章を持参すること。

第3号書式

農地被買収者国庫債券償還金支払場所変更請求書

昭和　年　月　日

日本銀行
御中

住所
氏名　㊞

旧支払場所	
新支払場所	

下記の農地被買収者国庫債券の償還金の支払場所を昭和　年　月　日渡分から上記のとおり変更して下さい。

記名者		
記号	額面金額	番号

（取扱機関処理欄）

○農林省令第三十号

国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第二十二条の二の規定に基づき、農林省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年七月一日　農林大臣　坂田　英一

農林省定員規則の一部を改正する省令

農林省定員規則（昭和三十六年農林省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一項の本省の表中「農地局　四九六人」を「農地局　四九四人」に、「計　二、六〇三人」を「計　二、六〇一人」に、「植物防疫所　三三一人」を「植物防疫所　三三七人」に、「計　八、六六九人」を「計　八、六八五人」に、「地方農政局　六、五〇一人」を「地方農政局　六、五〇四人」に、「計　一九、〇三一人」を「計　一九、〇三四人」に、「合計　三〇、三〇三人」を「合計　三〇、三二〇人」に改め、同表の備考の欄中「管理部　一六三人」を「管理部　一六一人」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林省令第三十一号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年七月一日　農林大臣　坂田　英一

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「函館」の下に「、塩釜」を、「大阪」の下に「、尼崎」を、「和歌山下津」の下に「、田辺」を加え、同項第二号中「羽田」の下に「、立川」を加え、同条第二項第一号中「、塩釜」を削り、同項第三号中「青森」の下に「、八戸」を加え、「、塩釜」及び「、田辺」を削り、「浜田」の下に「、徳山下松、萩」を加える。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○通商産業省令第八十二号

輸出検査法（昭和三十二年法律第九十七号）に基づき、輸出検査の基準等を定める省令の一部を改正する省令を次のように制定する。

昭和四十年七月一日　通商産業大臣　三木　武夫

輸出検査の基準等を定める省令の一部を改正する省令

輸出検査の基準等を定める省令（昭和三十三年通商産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の（一四）の項1の(1)のワの(イ)の備考の(4)中「露出時間を」の上に「フラッシュ撮影の」を加え、同項1の(1)のワの(イ)の備考の(4)の次に次のように加える。

(5)　X接点またはF接点のみを有するもので、フラッシュ撮影の露出時間を指定してあるものにあつては、(イ)の規定にかかわらずM級のせん光電球に対して同調すること。

別表第一の一の（一四）の項2中(1)および(2)以外の部分を次のように改める。

2　幅が三五ミリメートル未満のフィルムを用いる携帯写真機であつて、二枚以上の撮影レンズを有するもの、バルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッター速度の表示を有するものならびにフィルムの簡易装てん装置を有するものならびに幅が三五ミリメートル以上のフィルムを用いる携帯写真機であつて、撮影レンズが二枚のもの、撮影レンズが一枚で、バルブ、タイムおよびインスタント以外のシャッター速度の表示を有するものならびにフィルムの簡易装てん装置を有するもの

別表第一の一の（一四）の項2の(1)のト中「ファインダー」の上に「撮影距離三メートルにおいて、」を加え、「実際に撮影される」を「各辺とも実際に撮影される画面の各辺の七〇パーセント以上あり、かつ、当該」に改め、同項2の(1)のヲからタまでをワからレまでとし、同項2の(1)のルの次に次のように加える。

ヲ　シンクロナイザーの遅延時間

1の(1)のワで定める基準とする。

別表第一の一の（一四）の項2の(2)のロの表中「画面の間隔」を「シャッターの露出時間」に改め、同項2の(2)のハの表中

同右	表九